

佐野市新型コロナウイルスワクチン追加(3回目)接種実施計画
(第3版)

令和4年4月

佐 野 市

1 計画策定の趣旨

新型コロナウイルスワクチンについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、令和3年2月から新型コロナウイルスワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）が進められているところ、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加（3回目）接種を行う必要があり、その実施の時期は2回目接種から原則8か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示された。

新型コロナウイルス感染症から、市民の生命及び健康を守るため、初回（1、2回目）接種に引き続き、追加（3回目）接種についても円滑な接種を実施していくことができるよう「佐野市新型コロナウイルスワクチン追加（3回目）接種実施計画」を策定する。

2 追加（3回目）接種実施期間

令和3年12月1日（水）から令和4年9月30日（金）

3 対象者

- (1) 原則として佐野市内において、住民基本台帳に記録されている方を対象として行うものとする。なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならない方は接種の対象から除外される。
- (2) ワクチン接種日に、戸籍又は住民票に記載のない方、その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認める方についても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。
- (3) 初回（1、2回目）接種の完了から原則8か月以上経過した12歳以上の方を対象に、1回行うこととする。

ただし、医療従事者等、高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者、病院及び有床診療所の入院患者は、初回（1、2回目）接種から6か月以上経過後に接種できるものとする。一般高齢者については、令和4年3月以降、初回（1、2回目）接種の完了から6か月以上経過した後に追加（3回目）接種を実施するよう努めるものとする。また、その他の方に対しては、令和4年3月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めるものとする。さらに、追加（3回目）接種の進捗状況等により、初回（1、2回目）接種の完了から6か月以上経過した12歳以上の方に対して、接種の前倒しを検討するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、初回（1、2回目）接種に相当する注射を受けた者についても、追加接種の対象者とする。初回（1、2回目）接種に「相当する注射」とは以下の接種において行われた注射をいう。ただし、いずれもファイザー社、武田/モデルナ社又はアストラゼネカ社の新型コロナワクチンを接種している場合に限る。

- ① 海外在留邦人等向け新型コロナウイルスワクチン接種事業における2回の接種
- ② 在日米軍従業員接種における2回の接種

- ③製薬メーカーの治験等における2回の接種
- ④海外における2回の接種
- ⑤上記の他、市長が初回接種に相当する予防接種であると認めるもの

4 接種対象者数の試算

2回目接種 完了時期	対象者数	接種率	想定接種人数	主たる被接種者
～令和3年4月	1,497	80%	1,198	医療従事者
令和3年5月	2,103	80%	1,682	医療従事者
令和3年6月	11,003	80%	8,802	高齢者施設、高齢者
令和3年7月	17,626	80%	14,101	高齢者
令和3年8月	15,394	80%	12,315	基礎疾患のある方
令和3年9月	12,417	80%	9,934	65歳未満の方
令和3年10月	22,129	80%	17,703	65歳未満の方
令和3年11月	12,604	80%	10,083	65歳未満の方
合計	94,773	80%	75,818	

※12歳未満を除く2回目接種回数をVRSで抽出（令和4年3月31日現在）

5 接種計画

追加（3回目）接種を希望する佐野市に住民票のある方及び佐野市内に勤務している医療従事者等に対して、円滑な接種を実施するため、想定接種人数以上の接種枠を確保する。

（1）医療従事者等の追加（3回目）接種について

医療従事者等については、初回（1、2回）接種と同様に、勤務地での接種を受けられるものとし、個別接種を中心に実施し市が行う集団接種により補完する。

（ア）対象者 市内に勤務する医療従事者（医師、歯科医師、薬剤師、消防職員等）約4,000人

（イ）接種間隔 2回目接種から6か月

（ウ）実施方法 個別接種、集団接種

（エ）ワクチン ファイザー社製ワクチン

（オ）実施日 個別接種：令和3年12月～令和4年1月

集団接種：令和4年1月22日（土）、1月29日（土）、2月19日（土）

（2）高齢者施設等入所者・従事者の追加（3回目）接種について

高齢者施設等入所者については、施設の希望により嘱託医等による巡回接種を推進する。なお、高齢者施設等従事者についても、入所者と同時に接種できるものとする。

（ア）対象者 高齢者施設等入所者及び従事者 約3,000人

（イ）接種間隔 2回目接種から6か月

（ウ）実施方法 巡回接種

（エ）ワクチン 武田/モデルナ社製ワクチン

(オ) 実施日 令和4年1月18日(火)から

(3) 通所サービス事業所利用者及び従事者の追加接種(3回目)接種について
通所サービス事業所利用者及び従事者に対して、集団接種を実施

(ア) 対象者 通所サービス事業所利用者及び従事者 約3,000人

(イ) 接種間隔 2回目接種から6か月

(ウ) 実施方法 集団接種

(エ) ワクチン 武田/モデルナ社製ワクチン

(オ) 実施日 令和4年1月29日(土)、2月2日(水)、2月4日(金)

(4) 一般の高齢者の追加(3回目)接種について

(ア) 対象者

令和4年2月以降: 2回目接種完了から7か月以上経過した佐野市に住民票のある方 約21,000人

令和4年3月以降: 2回目接種完了から6か月以上経過した佐野市に住民票のある方 約13,000人

(イ) 実施方法 個別接種、集団接種

(ウ) ワクチン ファイザー社製ワクチン及び武田/モデルナ社製ワクチン

(エ) 接種期間 個別接種 令和4年2月1日(火)から

集団接種 令和4年1月29日(土)から

(5) 小・中・義務教育学校、幼稚園・保育園、福祉施設職員等の追加(3回目)接種について

(ア) 対象者 市内に勤務する小・中・義務教育学校、幼稚園・保育園、福祉施設職員等 約3,000人

(イ) 実施方法 集団接種

(ウ) ワクチン ファイザー社製ワクチン及び武田/モデルナ社製ワクチン

(エ) 実施日 集団接種 令和4年3月

(6) その他18歳以上の方

(ア) 対象者 2回目接種完了から6か月以上経過した佐野市に住民票のある方(令和4年3月以降) 約42,000人

(イ) 実施方法 個別接種、集団接種

(ウ) ワクチン ファイザー社製ワクチン及び武田/モデルナ社製ワクチン

(エ) 実施日 令和4年3月から

(7) 12歳~17歳の方

(ア) 対象者 2回目接種完了から6か月以上経過した佐野市に住民票のある方(令和4年3月以降) 約5,000人

(イ) 実施方法 個別接種、集団接種

(ウ) ワクチン ファイザー社製ワクチン

(エ) 実施日 令和4年4月から

(8) スケジュール

接種の日程と初回接種からの接種間隔をまとめると、対象者は次のようになる。

接種日程と対象者数

単位：人

接種月(初回接種からの接種間隔)	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6～	計
医療従事者等(6か月)	3,500	500	200	—	—	—	—	4,200
高齢者施設等入所者及び従事者(6か月)	2,392	479	148	40	—	—	—	3,059
うち入所者	1,231	276	104	17	—	—	—	1,628
うち従事者	1,161	203	44	23	—	—	—	1,431
通所サービス事業所(6か月)	1,400	1,820	900	300	—	—	—	4,420
うち利用者	1,400	1,800	400	200	—	—	—	3,800
うち従事者		20	500	100	—	—	—	620
一般高齢者(7か月、R4.3から6か月)	—	—	20,568	6,824	409	356	78	28,235
18歳以上(R4.3から6か月)	—	—	180	20,577	18,387	10,010	814	49,968
12歳～17歳(6か月)	—	—	—	—	3,545	1,083	263	4,891
接種対象者数合計	7,292	2,799	21,996	27,741	22,341	11,449	1,155	94,773
月別接種計画数	1,490	3,350	22,247	21,281	22,341	21,449	2,615	94,773

※12歳未満を除く2回目接種回数をVRSで抽出(令和4年3月31日現在)

※VRSからの抽出のため、転入者の以前の自治体での接種状況は反映されない。

※VRSからの抽出のため、転出及び死亡等による対象者の減算はされない。

6 接種体制

ワクチン接種は、高齢者においてはかかりつけ医等による「個別接種」を中心に実施し、市が設置する会場での「集団接種」により補完する。64歳以下の方のワクチン接種においては、集団接種の充実を図るものとする。個別接種及び集団接種の接種体制については、ワクチン供給量及び接種の進捗状況に応じて柔軟に対応するものとする。また、高齢者施設等に対しては、嘱託医等による「巡回接種」を実施する。

(1) 個別接種 市内53医療機関(最大4,000回/週)

(2) 集団接種

(ア) 接種会場 イオンタウン佐野(浅沼町)第1会場
イオンタウン佐野(浅沼町)第2会場
田沼中央公民館

(イ) 実施日

医療従事者枠 令和4年1月22日(土)、1月29日(土)、2月19日(土)

一般枠 令和4年1月29日(土)から

土曜日、日曜日を基本とし、接種の進捗やワクチン供給量により必要に応じて増減する。

(ウ) 接種回数 最大5,000回/週

(エ) 接種スタッフ

ワクチン接種は、佐野市医師会、佐野歯科医師会、佐野市薬剤師会の協力を得て実施する。また、必要に応じて、栃木県等の協力を得て集団接種協力医療従事者を募り医療従事者の確保を図る。

・イオンタウン佐野第1会場 医師2名、歯科医師1名、看護師2名
薬剤師4名

・イオンタウン佐野第2会場 医師2名、歯科医師1名、看護師2名
薬剤師4名

・田沼中央公民館 医師2名、看護師2名、薬剤師2名

※歯科医師が不在の曜日は看護師の人数を3名とする。

(オ) 会場スタッフ

・イオンタウン佐野第1会場、イオンタウン佐野第2会場
責任者1名、事務員1名、看護職1名、消防職員2名又は3名
運営スタッフ26名

※消防職員が配置されない会場は看護職を配置する。

・田沼中央公民館

責任者1名、事務員1名、看護職1名、消防職員2名又は3名、
運営スタッフ20名

7 ワクチンの種類及び供給等

(1) ワクチンの種類

初回接種(1、2回目接種)で使用したワクチンの種類にかかわらず、追加接種に用いる新型コロナウイルスワクチンは、現時点ではファイザー社及び武田/モデルナ社のものである。

なお、今後の薬事承認等の状況を踏まえ、使用するワクチンは追加される可能性がある。

複数のワクチンを使用する際はワクチンが混在し間違いが起こらないように細心の注意を図る。

	ファイザー社	武田/モデルナ社
保管温度	-75℃±15℃：9ヶ月 -20℃±5℃：14日 ※なお、1回に限り、再度-90℃～-60℃に戻し保存することができる。 2～8℃：1ヶ月	-20℃±5℃：9ヶ月 2～8℃：30日
1バイアルの単位	6回分/バイアル	15回分/バイアル
最小流通単位 (一度に接種会場に配送される最小の量)	195バイアル (1,170回接種分)	10バイアル (150回接種分)
備考	(冷蔵庫で解凍する場合は、解凍及び希釈を1ヶ月以内に行う)(室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行う 希釈後、室温で6時間	希釈不要 (一度針をさしたもの以降) 2～25℃で6時間(解凍後の再凍結は不可) 希釈不要

(2) ワクチンの供給

市は栃木県から割り当てられたワクチン等をワクチン接種円滑化システム(V-SYS)を用いて、市内の接種医療機関等に割り当てる。

(3) ワクチンの保管及び配送について

ファイザー社製ワクチンは、佐野市役所及び多人数の接種を行う医療機関にディープフリーザーを設置し保管する。医療機関等へのワクチンの配送は市が佐野市役所から小分けし、定められた方法で行う。医療機関は配送されたワクチンを冷蔵庫で保管し31日以内に使用する。武田/モデルナ社製ワクチンについても、佐野市役所に専用フリーザーを設置し保管する。佐野市役所から集団接種会場への武田/モデルナ社製ワクチンの配送は定められた方法で行う。

(4) ワクチンの有効活用

(ア) 接種医療機関等はワクチンを保管期限内に使い切る。

(イ) 市は医療機関へ週1回ワクチンを配送し、保管期限内に接種を完了する体制を構築する。

(ウ) 接種は完全予約制とし、1バイアルで接種可能な人数の倍数で予約を受付ける。

(エ) 医療機関等でキャンセル等が発生した場合は、当該医療機関において、接種の待機者等(キャンセル待ちの者、翌日以降の予約者)に接種する。

医療機関における対応が困難な場合は、市は当該医療機関に消防職員、小・中・義務教育学校及び幼稚園の教諭、佐野市職員等のキャンセル対応者を派遣するものとする。

8 ワクチン接種の予約及び受付方法

ワクチン接種は原則予約制により実施する。予約については、集団接種はWEB予約システム又はコールセンターにより行う。個別接種はWEB予約システム又はコールセンターにより行うほか、接種医療機関へ直接電話等する方法により行う。また、高齢者の追加(3回目)接種予約の集中が想定される令和4年1月、2月は、イオンタウン佐野に予約相談窓口を開設する。

予約方法は、市ホームページ及び接種券発送の際にリーフレットを同封し周知する。

9 周知・相談体制

対象となる全ての市民等に対して、効率的かつ効果的に、また適切な時期にワクチン接種に係る周知を図る。また、コールセンターを開設し、市民の電話相談に対応する。

項目	内容
1 市民への情報提供	広報紙、チラシ、ホームページ、新聞折り込みチラシ、広報車、防災無線等により、ワクチン接種の概要を周知する。
2 接種券の発送	追加(3回目)接種の接種券 18歳以上の方は令和3年11月22日(月)以降、12歳～17歳の方は令和4年4月12日(火)以降、2回目接種から6か月経過した方に対して、順次、定期的に発送する。
3 接種医療機関の周知	接種券同封チラシにより接種医療機関を周知するほか、ホームページ、チラシ等により周知する。
4 コールセンター等	令和3年3月19日に開設。ワクチン接種の一般的な相談、集団接種予約及び一部医療機関の予約代行を実施。 令和4年1月、2月に追加接種に係る予約相談窓口の開設
5 副反応への対応	接種後、15分間以上の経過観察時間を設けるほか、帰宅後の体調変化においては、接種医療機関又はかかりつけ医等で対応する旨を周知する。また、栃木県設置の受診・相談センター(電話 0570-052-092)において対応する。 接種により健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく副反応健康被害救済制度により対応する。

10 新型コロナウイルス感染予防対策

- (1) 人との接触をできるだけ避け、対人距離を確保する。
- (2) 十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する。
- (3) 感染防止のための利用者の整理をする。(密にならないように対応)
 - ・ 予約時間を設ける。
 - ・ 発熱や軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある者は、入場しないよう呼びかける。
 - ・ 非接触式体温計などで体温を測定し、発熱者の入場をお断りする。
 - ・ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、接種

者等の名簿を適正に記録する。

- ・ 入口から出口まで一方通行にするなど動線を検討する。
- (4) 入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- (5) こまめな手洗い、咳エチケット、うがいなどを徹底する。
- (6) マスクの着用（従事者及び来場者に対する周知）を徹底する。
- (7) 近距離での会話や発声を避ける。
- (8) 人と人が対面する場所は、可能な限り真正面を避けるか、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで間仕切りをする。
- (9) 施設の換気（可能な限り複数の窓を同時に開けるなどの対応）を頻繁に行う。
- (10) 施設の消毒（手すり、ドアノブなど）を行う。
- (11) 他人と共有する物品や手が頻回に触れる箇所を最低限にする。

1 1 接種記録

予診票データはワクチン接種記録システム（VRS）に入力する。その後、VRSから健康管理システムへ移行し保存する。

1 2 その他

本計画に定めのないものは、随時、佐野市医師会等と協議し決定するものとする。